

## 覚　　書

委託者\_\_\_\_\_（以下「甲」という。）は、兵庫県下にある自らの販売先である消費事業者に対して、受託者\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）から直接又は間接的に高圧ガスを購入し、かつ、乙による納入を委託する。このときすべての委託先の消費事業者に対し、保安管理措置として甲が行うべきもののうち、乙に委託した責任範囲を明確にするために以下のとおり覚書を締結する。

その一 消費先に関わる引渡し先保安台帳は、甲が責任をもって作成し、状況に応じて乙にこれを提供し保管させる。なお、消費事業者からの更新についての連絡は甲に対して行われ、甲乙はお互いに更新した内容の連絡を取り合って、双方が最新の内容を維持する。

その二 容器管理と契約に関する責任分担を行うものとする。

1 消費事業者に対する、容器保安契約は甲が責任を持って締結し、必要に応じて乙とも契約する。同時に消費事業者に対する「容器管理責任者」を選任する要請を行い、保安台帳に記録する。

2 消費事業者に対する、容器管理台帳の書式配布は\_\_\_\_が行うものとする。

3 消費事業者に対する、容器調書の適宜発行は乙が責任を持って行うものとする。

その三 消費事業者に提供する保安情報に関しては以下のように分担する。

1 兵庫県高压ガス容器保安対策指針に関する情報提供については\_\_\_\_が行うものとする。その内容には消費事業者が行うべき義務である「受取状況と所在等の管理、容器等の日常点検の容器管理責任者による把握、保安情報の周知体制構築、指導に対する即時改善、緊急時連絡体制構築と事業所内周知」を盛り込み、年間点検記録書式と消費事業者用保安教育の計画書式を配布する。加えて保安講習会開催の案内及び最新情報を求められた場合の提供を行う。

2 M S D S の提供については、ガスの受注に当たって、出荷に先立ち甲が行うものとする。

3 周知文書の物理的な提供と解説については\_\_\_\_が行うものとする。

4 関係法令に関する情報提供と、その他の保安情報については\_\_\_\_が行うものとする。

その四 その他保安上の措置については以下のように定める。

1 使用済容器の迅速返却については\_\_\_\_が告知し、責任を持って行うものとする。

2 容器の継続使用期間の満了は、甲が契約に基づき責任を持って消費事業者の理解を得、撤収作業は乙によって行われるものとする。

3 消費事業者の現場において、必要に応じて乙は容器の管理状況などについて指導を行い、速やかに改善を求め、安全確保に努めるものとする。

その五 その他、ここに定めのない事項については甲の責任において情報提供を行うものとし、この覚書に反して、あるいは個別に乙に依頼する場合は、あらかじめ書面によってこれを委託し、乙の承諾を書面で受け取り、これを本覚書とともに保管するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲（委託者）

乙（受託者）